

ふくしま復興のあゆみ

◇ 第29版 ◇



新型コロナウイルス感染症の終息と
町の復興を願って

大熊町大川原地区では2つの願いを込めて花火を打ち上げました。町内で花火が上がるのは東日本大震災・原発事故後初めてです。

令和2年10月（大熊町）



新生ふくしま復興推進本部

ふくしま復興のあゆみ

◇ 第29版 ◇



目次

福島県の被害状況	1
被災者の生活再建・帰還環境の整備	3
環境の回復	5
公共インフラ等の復旧と整備	7
県民の健康	8
農林水産業の状況	9
産業振興と雇用の創出	12
研究開発・産業創出拠点の整備	14
福島イノベーション・コースト構想	16
ふくしまの未来に向けた創造的復興教育	18
観光業の再生	19
令和元年東日本台風と新型コロナウイルス感染症の影響について	20
福島県の復興計画と令和2年度当初予算	21
【参考】データで見る復興状況	22

福島県の被害状況 ①

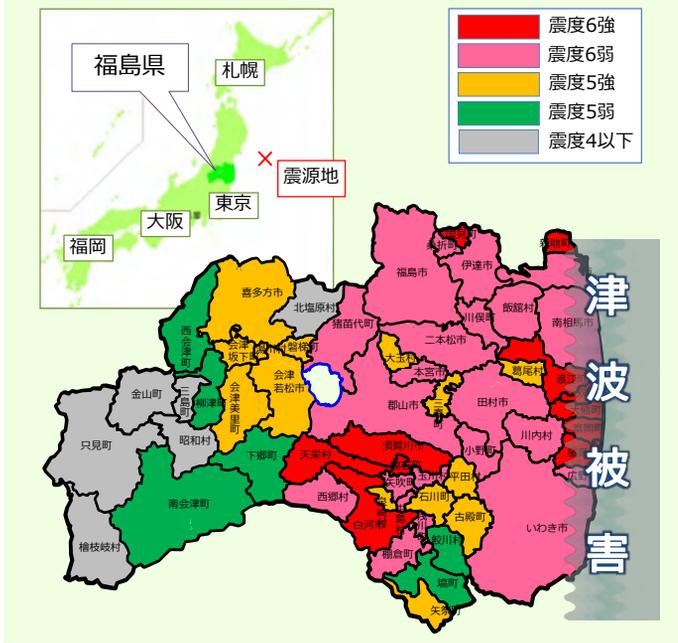
【地震・津波被害】

平成23年3月11日に三陸沖を震源として発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」はマグニチュード9.0を記録し、国内観測史上最大級の地震でした。

最大震度7を記録し、激しい揺れとともに、広い範囲で大津波が押し寄せ、県全土で大きな被害を及ぼしました。

地震・津波による被害状況

◆震源地と県内各地の震度



◆人的被害

【令和2年12月7日現在】

- 死者 4,146人(うち震災関連死:2,316人※)
- 行方不明者 1人

※震災関連死：地震などの直接的な被害によるものではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡。

◆家屋被害

【令和2年12月7日現在】

- 全壊 15,435棟
- 半壊 82,783棟



津波被害：浪江町



家屋被害：福島市

◆公共施設被害額

【令和2年7月6日現在】

公共土木施設被害額	約3,162億円
農林水産施設被害額	約2,753億円
文教施設被害額	約379億円
公共施設被害総額	約6,294億円

■県所管、福島第一原子力発電所から30 km圏内は航空写真等により推定した概算被害額を計上。市町村所管、南相馬市の一部及びひ双葉8町村の概算被害額は含まれていない。



海岸・いわき市



津波被災農地・浪江町

原子力災害

■原子力発電所事故

東京電力(株)福島第一原子力発電所は、地震により外部電源を喪失し、その後の津波により非常用電源が使用できない状態となり、1～3号機の原子炉が冷却機能を失いました。

このため、燃料棒が損傷し、発生した水素の爆発等により、大量の放射性物質が放出されました。

■放射性物質の放出による影響

放出・拡散された放射性物質による被ばくから住民を防護するために、国から避難指示が発出され、16万人を超える県民が避難を余儀なくされました。

また、農産物や農地・海産物・資材等が汚染され、出荷や生産停止などの被害が発生したほか、県産物の価格低下や観光客が大幅に減少するなどの風評被害も発生しました。

東京電力 福島第一原子力発電所 ＜事故直後＞

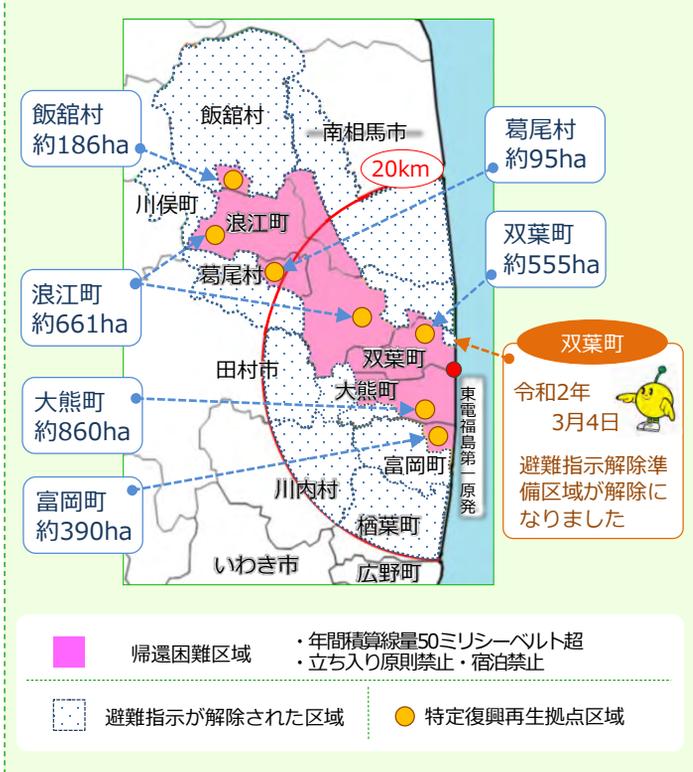


避難者は平成24年5月の16万4,865人をピークに減少し、現在は約3万6千人を超える方々が避難を続けています。

避難指示区域は順次解除が進み、帰還困難区域においても特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、復興・再生が進められています。

原子力災害に伴う避難指示区域等の状況

避難指示区域・特定復興再生拠点 <面積>



◆ 避難指示区域について

■ 過去の解除・再編状況

- 【平成26年】
・ 4月 1日 田村市：避難指示解除準備区域解除
・ 10月 1日 川内村：避難指示解除準備区域解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編
- 【平成27年】
・ 9月 5日 楢葉町：避難指示解除準備区域解除
- 【平成28年】
・ 6月12日 葛尾村：居住制限区域及び避難指示解除準備区域解除
・ 6月14日 川内村：避難指示解除準備区域解除
・ 7月12日 南相馬市：居住制限区域及び避難指示解除準備区域解除
- 【平成29年】
・ 3月31日 川俣町、浪江町、飯舘村：居住制限区域及び避難指示解除準備区域解除
・ 4月 1日 富岡町：居住制限区域及び避難指示解除準備区域解除
- 【平成31年】
・ 4月10日 大熊町：居住制限区域及び避難指示解除準備区域解除
- 【令和2年】
・ 3月 4日 双葉町：避難指示解除準備区域及び帰還困難区域のうち双葉駅周辺解除
・ 3月 5日 大熊町：帰還困難区域のうち、大野駅周辺解除
・ 3月10日 富岡町：帰還困難区域のうち、夜ノ森駅周辺解除

◆ 特定復興再生拠点区域（復興再生計画）

平成29年5月の福島復興再生特別措置法の改正により、帰還困難区域内一部の避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」を定めることができるようになりました。（左記MAP ● 印）

特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定日

- ・ 双葉町・・・平成29年 9月15日
- ・ 大熊町・・・平成29年11月10日
- ・ 浪江町・・・平成29年12月22日
- ・ 富岡町・・・平成30年 3月 9日
- ・ 飯舘村・・・平成30年 4月20日
- ・ 葛尾村・・・平成30年 5月11日

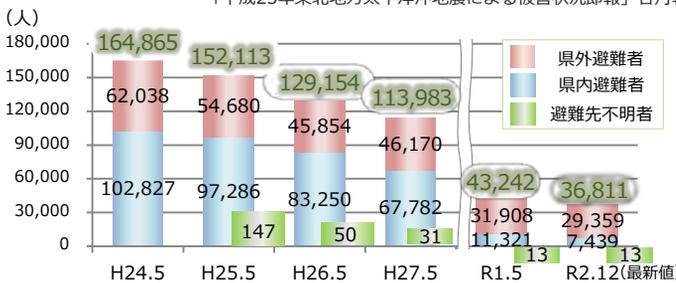
【参考】福島県の人口の推移

	世帯数	人口(人)
平成23年3月	721,535	2,024,401
令和2年11月	756,659	1,823,674
増 減	35,124	▲ 200,727

【出典】福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）

◆ 避難者の推移

【出典】福島県災害対策本部
「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」各月報



住民帰還意向調査

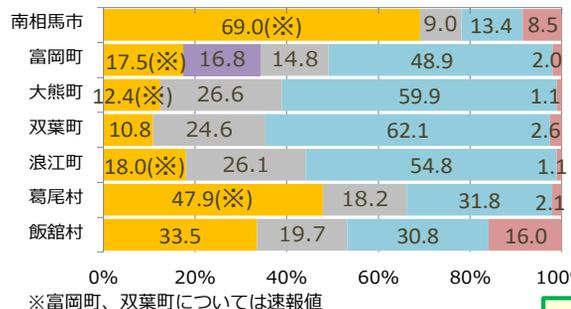
◆ 復興庁・県・市町村による住民意向調査のうち帰還意向について

【帰還困難区域がある市町村のみ】

■ 調査年度

- ・ 令和元年度：南相馬市、大熊町、浪江町、葛尾村、飯舘村
 - ・ 令和2年度：富岡町、双葉町
- （飯舘村については平成29年度以降調査をしていない）

- 戻りたい
 - 戻りたいが戻れない
 - 判断がつかない
 - 戻らない
 - 無回答
- （※）はすでに戻られている方を含む



復興(災害)公営住宅

◆復興(災害)公営住宅の整備

■ 避難者や被災者の居住の安定を図るため「復興(災害)公営住宅」の整備を進めています。復興(災害)公営住宅は「地震・津波被災者向け」、「原発避難者向け」、「帰還者向け」の大きく3つに区分けされ、そのうち「地震・津波被災者向け住宅」は全戸完成、「原発避難者向け住宅」も保留分を除き完成しました。

【復興(災害)公営住宅一例】



◆避難者の見守り

■ 全国の生活再建支援拠点

県外に避難されている方が、避難先での生活再建や帰還に向けた相談・情報収集ができるよう、全国26カ所に「生活再建支援拠点」を設置しています。対面や電話による相談対応、交流会の開催などを行っています。



■ 生活支援相談員

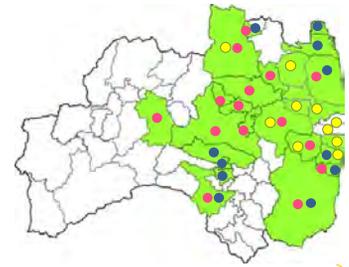
県内22の市町村社会福祉協議会等に生活支援相談員等を配置しています。見守りや孤立の防止に加え、生活再建や放射線等を含む健康に対する不安軽減のためのリスクコミュニケーションにも対応しています。



【地域別建設状況市町村別立地・進捗】

■ 復興(災害)公営住宅は下記のように3つに分類され、県内全域で建設されています。

- 原発避難者向け住宅：15市町村
4,767戸完成/4,890戸整備予定
(保留分を除き全戸完成)
- 地震津波被災者向け住宅：11市町村
2,807戸全戸完成
- 帰還者向け住宅：10市町村
590戸完成/688戸整備予定



うち帰還者向け住宅進捗状況

市町村名	計画戸数	完成戸数	市町村名	計画戸数	完成戸数
・福島市	20戸	20戸	・大熊町	132戸	132戸
・田村市	12戸	12戸	・浪江町	191戸	165戸
・楢葉町	17戸	17戸	・葛尾村	11戸	11戸
・富岡町	154戸	154戸	・飯館村	53戸	53戸
・川内村	10戸	0戸	・双葉町	88戸	0戸

【令和2年6月末現在】

復興祈念公園の整備

◆福島県復興祈念公園について

双葉町・浪江町

■ 福島県復興祈念公園は東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的とし、福島県と国が連携し整備します。

■ 多くの人々が集い、様々な想いや活動を受け入れ、持続的に進化し続ける公園として機能していくことを目指しています。近隣には震災の記録と教訓を伝える「東日本大震災・原子力災害伝承館」もあり、これらの施設との連携を図るための巡回ルート等の検討を進めます。

■ 令和2年9月20日に公園の一部(約2ha)を供用開始し、11月には開所式が行われました。



※本公園は時代の変化・要請等に応じて進化していくため、完成予想図ではありません。

帰還環境の整備

◆医療・介護施設

■帰還された住民の方々、避難されている方々に対する医療提供体制と介護サービスの確保に取り組んでいます。

避難指示等が解除された全ての市町村(大熊町・双葉町を除く)では、ふたば医療センター附属病院を始めとする医療機関が再開・開設され、住民の健康を支えています。介護施設については、再開した施設が事業を継続できるよう、必要な支援に取り組んでいます。



避難指示等が解除された市町村の医療機関・介護施設の開設状況

市町村名	病院、歯科、調剤薬局、介護施設	市町村名	病院、歯科、調剤薬局、介護施設
南相馬市(小高区)	市立総合病院附属小高診療所、もんま整形外科医院、半谷医院、今村歯科・矯正歯科医院、小高調剤薬局、(特養)梅の香	富岡町	ふたば医療センター附属病院、とみおか診療所、富岡中央医院、穴田歯科医院、さくら歯科医院
田村市	市立都路診療所、市立都路歯科診療所、(特養)都路まどか荘	川内村	川内村国民健康保険診療所、(特養)かわうち
川俣町	川俣町国民健康保険山木屋診療所	浪江町	浪江町国民健康保険浪江診療所、豊嶋歯科医院
広野町	高野病院、訪問看護ステーションたかの、馬場医院、新妻歯科医院、広野薬局、(特養)花ぶさ苑	葛尾村	葛尾村診療所、葛尾歯科診療所
楡葉町	ときクリニック、ふたば復興診療所(ふたばリカーレ)、鈴木繁診療所、蒲生歯科医院、ならは薬局、(特養)リリー園	飯館村	いいたてクリニック、あがべご訪問看護ステーション、(特養)いいたてホーム

【ふたば医療センター附属病院】

双葉地域唯一の二次救急医療機関として、夜間・休日を含め24時間365日体制で患者を受け入れるとともに、訪問看護などの在宅支援等、地域に必要な医療の確保に取り組んでいます。
また、平成30年10月には多目的医療用ヘリの運航を開始し、浜通りの医療機関と県立医大などの高度専門的な治療が行える医療機関間の患者搬送に利用されています。



【12市町村詳細マップ】



◆商業施設

■避難指示等が解除された地域では、帰還後に営業を再開した商店や、市町村が設置し民間に運営を委託する等の商業施設の整備が進んでいます。

【商業施設の一例】



R2.8.1 一部オープン

警察活動

◆被災者の安全を守る警察活動

震災以降、全国から多くの警察官(愛称「ウルトラ警察隊」)の応援を受け、被災地のパトロールや復興公営住宅等への巡回連絡、国・自治体・民間ボランティア等と連携した防犯・交通事故防止対策等の治安対策を推進しています。

■双葉町、大熊町及び富岡町における避難指示の一部解除やJR常磐線的全線開通を踏まえた安全・安心の確保のため、双葉警察署浪江分庁舎の体制強化等を行い、被災地の警戒警ら強化を図っています。

■引き続き、加速化する復興や被災地を取り巻く情勢の変化に着実に対応できるよう、関係自治体と緊密に連携しながら、住民の安全・安心の確保を図り、復興を治安面から力強く支えています。

被災地のパトロール・防犯啓発活動

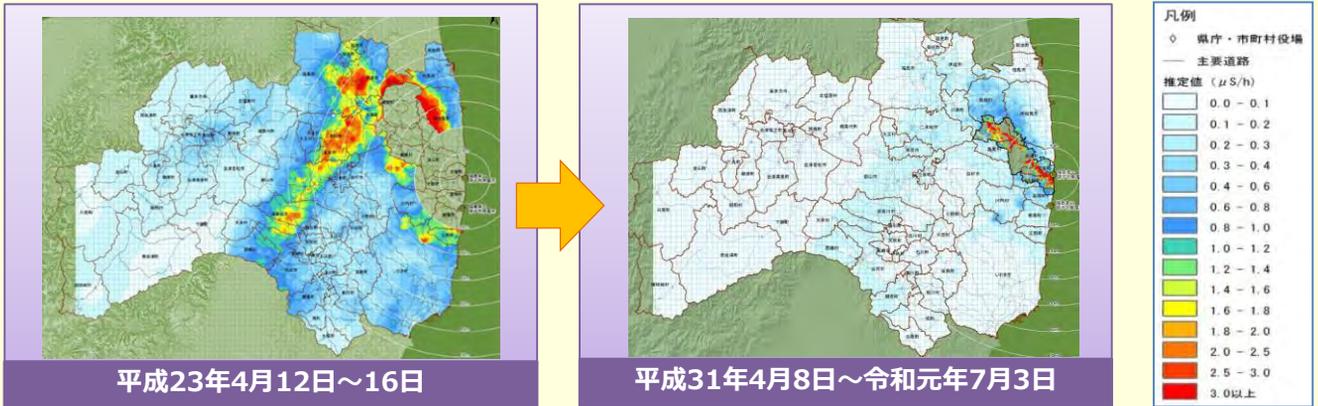


県内の空間線量率は、平成23年4月時点に比べ、大幅に減少しています。県内の面的除染は、帰還困難区域を除き、全て終了しました。

福島県内の空間線量率の推移

◆福島県環境放射線モニタリング・メッシュ調査結果等に基づく空間線量率マップ

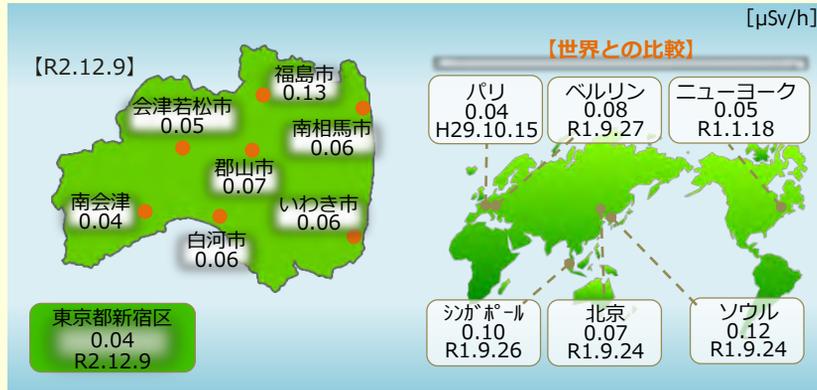
■国土地理院「基盤地図情報数値標高モデル」、国土交通省国土政策局「国土数値情報（行政区界、道路）」を使用し作成。



※帰還困難区域で実施した走行サーベイ「令和元年8月16日～9月12日に実施」の測定結果を追加。

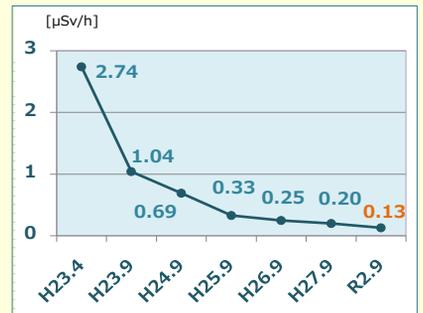
◆放射線量について

■震災直後の放射線量に比べると、自然減衰や除染等により大幅に減少しました。



【出典】 海外の空間線量率については日本政府観光局

【空間線量率の推移・福島市】



【出典】 福島県災害対策本部（暫定値）

環境の調査研究・情報発信機関

◆環境創造センター（三春町）

■原子力災害からの「環境回復と創造」に向けた取組を行う総合的な拠点です。環境放射能モニタリングや、調査研究、モニタリングデータや調査研究成果の情報収集・発信、交流棟「コミュタン福島」を活用した放射線・環境学習などを行っています。



◆国内外の研究機関等との連携

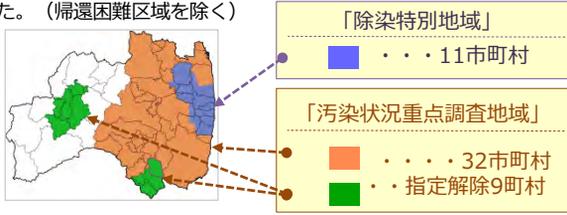


■福島県はIAEA（国際原子力機関）との間の協プロジェクトや、日本原子力研究開発機構、国立環境研究所及び国立科学博物館等との連携による調査研究、環境学習等を行っています。

除染について

◆ 除染の実施

■放射線量の低減のため、面的除染を実施し、平成30年3月までに完了しました。（帰還困難区域を除く）



◆ 仮置場等の減少について

■面的除染で発生した除去土壌等の仮置場の数は中間貯蔵施設への搬出が進んだため、減少しています。

■仮置場等カ所数

【令和2年6月末現在】

除染特別地域：136カ所

汚染状況重点調査地域：

32,824カ所



仮置場の様子

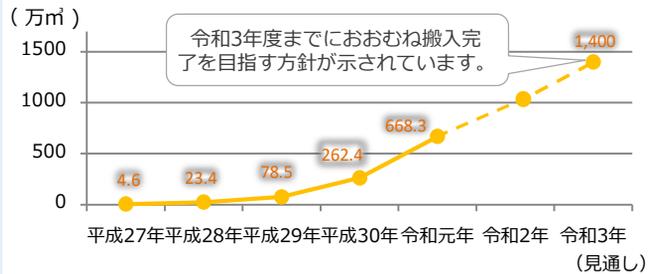
◆ 中間貯蔵施設

■除去土壌等の搬入

輸送が開始された平成27年3月から令和2年10月末までに、約938万m³が輸送され、対象52市町村のうち26市町村の輸送が完了しました。

県内に仮置きされている除去土壌等は、令和3年度（2021年度）までに、中間貯蔵施設へのおおむね搬入完了を目指す方針が示されています。国、県、大熊町、双葉町と結んだ安全協定に基づき、現地確認や環境モニタリングを行い、安全・安心を確保していきます。

【中間貯蔵施設への累積輸送量と今後の見通し】



◆ 除去土壌等の県外最終処分

■中間貯蔵施設で一定期間保管された除去土壌等は、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に福島県外で最終処分を行うことが法律で定められています。

廃棄物の処理

◆ 災害廃棄物の処理状況

【令和2年9月末日現在】

■市町村が処理を行う地域については、処理量304万トンが全て終了しています。また、国が処理を行う地域では、処理量233万トンで、現在も処理を継続しています。



分別・破碎等



仮設焼却施設

◆ 特定廃棄物の処理

【令和2年10月末日現在】

■国の特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）で埋立処分が行われており、現在までに約14万9千袋が埋立処分されています。県では、安全・安心を確保するため、国、県、富岡町、楡葉町と結んだ安全協定に基づき、現地確認や環境モニタリングを行っています。



搬出作業



埋立処分施設

〔※特定復興再生拠点区域から生じる特定廃棄物の処分は、双葉地方広域市町村圏組合が所有する最終処分場（大熊町）を活用することとなっています。〕

環境回復と並行した取組

◆ 「ふくしまグリーン復興構想」の策定について



■福島県の復興の為に、環境省が新たな支援方針として平成30年8月に「福島再生・未来志向プロジェクト」を発表しました。

その一つに、環境省と福島県が共同で取組む「ふくしまグリーン復興構想」があります。これは震災等の影響から自然公園の利用者数が減少しており、今後、復興のあゆみを一層進めていくためにも、県内の自然環境の素晴らしさを多くの方が実感し、次世代へ、しっかり引き継いでいく必要があることから策定されたものです。

■「まもり、みがき、未来へつなぐ。至福のふくしま」がコンセプト。

国立公園・国定公園の魅力向上と自然公園を中心とする周遊できる仕組みづくりや、県立自然公園の見直し等を推進することにより、自然環境の保全と調和を図りながら適正な利用を促進し、交流人口の拡大や、福島全体の復興に寄与することを目指します。



尾瀬国立公園

公共インフラ等の復旧と整備

公共土木施設の99%で復旧工事に着手しており、全体の96%が完了しています。今後も復旧工事の早期完了と道路インフラ等の充実強化を図っていきます。

災害復旧工事の進捗

◆整備状況

【※右記道路：■ 主要⑧路線】

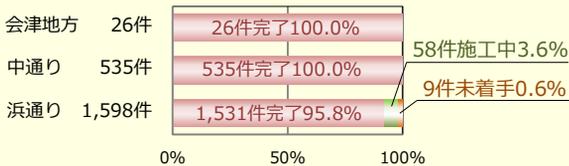
■特に「避難解除等区域」の復興が早期に進むよう、沿岸地域（浜通り地域）の高速道、直轄国道等に囲まれるエリアへ続く主要8路線の整備などが進められています。

◆工事カ所別進捗状況

【令和2年9月30日現在】

■災害復旧工事については、2,159カ所が査定決定し、うち2,150（99%）件が着工し、2,092件（96%）が完了しています。

【地域別内訳】



【場所別内訳/完成率】

100%：港湾、下水、公園、公営住宅
約96%：河川砂防、道路橋梁、漁港、海岸

【避難指示区域】



災害復旧査定決定数については373カ所あり、うち364件（97%）が着工、309件（82%）が完了しました。帰還困難区域では国が行う除染などと調整を図りながら計画を進めています。

◆公共インフラ

■常磐自動車道/開通

- ・ならはスマートIC H31.3.21
- ・大熊IC H31.3.31
- ・常磐双葉IC R2.3.7

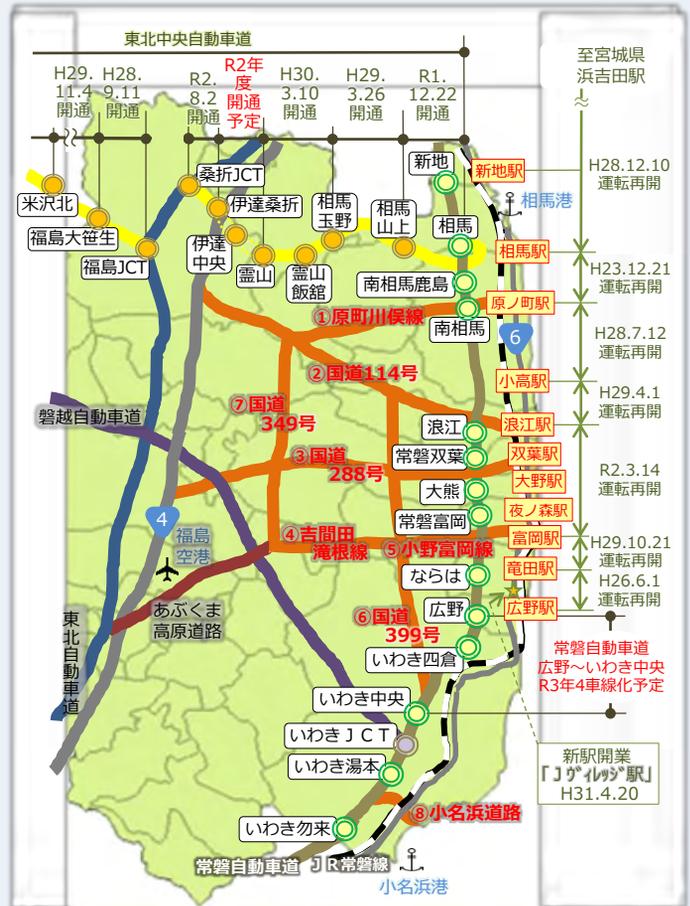
■JR常磐線/運転再開

- ・浪江-小高駅間 H29.4.1
- ・竜田-富岡駅間 H29.10.21
- ・富岡-浪江駅間 R2.3.14

■避難地域広域路線バス/運行開始

- ・いわき-富岡線、船引-葛尾線、船引-川内線 H29.4
- ・川内-小野新町-上三坂線、南相馬-医大経由福島線 H29.10
- ・川内-富岡線 H30.4

【道路等の交通網】



農林水産業施設等の復旧状況

	農地（営農再開可能面積の割合）	農業経営体（経営再開状況）	漁業経営体（操業再開状況）	農地・農業用施設等の復旧工事	
①復旧対象	4,550ha	17,200経営体	740経営体	2,116区	
	津波被災農地の復旧予定面積	東日本大震災による被害のあった経営体	東日本大震災による被害のあった経営体	復旧対象地区数	
②復旧・復興の状況	3,254ha	10,500経営体	578経営体	1,981地区	1,837地区
	営農再開が可能な農地面積	営農を再開した経営体 ※一部再開含む	操業を再開した経営体 ※試験操業含む	工事着手	工事完了
進捗率 (②/① *100)	71.5%	61.0%	78.1%	着手率 93.6%	完了率 86.8%
集計年月	令和2.3	平成26.3	令和元.12	令和2.3	

※農地の被害状況面積は、被災面積5,462haから転用済みの面積を除いたもの。

◇ヒラメ・ホシガレイの放流再開

平成30年度に供用開始した水産資源研究所において、震災後初めて生産されたヒラメ、ホシガレイを令和元年6月に放流しました。ヒラメは、公益財団法人福島県栽培漁業協会が震災前と同規模となる



稚魚100万尾を生産、放流し、ヒラメ栽培漁業の再開に向けて大きな一歩となりました。

県民の心身の健康を見守り、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的とした「県民健康調査」に取り組み、県民の被ばく線量の推計や甲状腺検査などを実施しています。

県民健康調査

◆基本調査（被ばく線量の推計）

■原発事故発生直後から平成23年7月11日までの4か月間の外部被ばくの線量を推計。自記式の質問票：回答者568,632人で回答率は約27.7%。対象は平成23年3月11日時点での県内居住者2,055,251人。〈外部被ばく線量推計結果：0～2ミリシーベルト未満93.8%〉

◆甲状腺検査

■震災時福島県に居住しており、おおむね18歳以下であった方を対象に平成23年10月から平成26年3月の間に先行検査を、平成26年4月から本格検査を実施。

一次検査：超音波画像診断による検査

検査回数	検査区分	期間	対象者
1回目	先行検査 (甲状腺の状態を把握)	平成23年10月～平成26年3月	震災時福島県にお住まいでおおむね18歳以下であった方 (平成4年4月2日～平成23年4月1日生まれの方：約37万人)
2回目	本格検査 (先行検査と比較)	平成26年4月～平成28年3月	平成4年4月2日～平成24年4月1日生まれの方 (20歳を超えるまでは2年ごと、25歳以降は25歳、30歳など5年の節目に検査を実施する：約38万人)
3回目	↓	平成28年5月～平成30年3月	↓
4回目		平成30年4月～令和2年3月	
5回目		令和2年4月～	

二次検査：詳細な超音波検査、血液検査、尿検査 【令和2年3月31日現在】

■医師が必要と判断した場合に穿刺吸引細胞診を行う。二次検査の結果これまでに悪性ないし悪性疑いと判断された方は246人。

◆ホールボディカウンターによる内部被ばく検査

【平成23年6月～令和2年8月現在】

■平成24年3月以降の検査結果は全て1mSv未満であり、全員健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした。

検査結果(県)	1ミリシーベルト未満	1ミリシーベルト	2ミリシーベルト	3ミリシーベルト
	344,957人	14人	10人	2人



18歳以下の 県民の医療費無料化

子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、平成24年10月から18歳以下の県民の医療費無料化を実施しています。

先進的な研究診療拠点・医療人材の育成

◆ふくしま国際医療科学センター

■将来にわたり健康を守り、放射線医学に係る先進的な研究診療拠点として、福島県立医科大学に設立されました。

- ①放射線医学県民健康管理センター 県民健康調査の実施
- ②先端臨床研究センター PET/MRI等の先進的な医療機器による画像診断及び研究等
- ③医療・産業トランスレーショナルリサーチセンター 治療薬・診断薬等の開発支援と研究成果物を活用した共同・受託研究
- ④健康増進センター 県や市町村が行う健康増進事業を科学的に支援
- ⑤甲状腺・内分泌センター 甲状腺・内分泌系疾患の治療の総合窓口
- ⑥先端診療部門 先端医療技術・機器を活用した各疾病早期診断及び早期治療
- ⑦教育・人材育成部門 各センターや災害医療、地域医療等を支える人材育成
- ⑧ふたば医療支援 双葉地域の復興を医療面から支援



福島市：県立医科大学

◆福島県立医科大学保健科学部

2021年4月
開設

■県内で不足している保健医療従事者を養成し、安定的に確保するため、福島県立医科大学に新学部を設置します。

○学科・・・・・・・・理学療法学科、作業療法学科、診療放射線科学科、臨床検査学科

○施設概要

所在地・・・・・・・・福島市栄町
施設規模・・・・・・・・延べ床面積：約18,300㎡
階層・・・・・・・・地下1階、地上8階（一部9階建）
耐震方式・・・・・・・・制震構造

○定員（予定）

理学療法学科
作業療法学科
臨床検査学科
診療放射線科学科・・・25名程度/年

各40名程度/年



医科大学保健科学部：イメージ

農林水産業の状況

農林水産業の産出額は、震災前に比べ減少しています。農林水産業の再生に向けた取組、県産農林水産物の魅力づくりやブランド化の推進と、安全・安心に向けた取組を進めていきます。

営農の再開状況

◆営農等の再開状況

- 農地等の除染が完了(帰還困難区域除く)、営農の再開が進んでいます。避難指示等のあった12市町村でも、農地や農業用施設等の復旧を始め、農地の除染や作付実証、放射性物質の吸収抑制対策など営農再開を進める取組を実施、12市町村における営農再開面積は32%まで回復しました。(R元年度)
- 先端技術等を活用した省力的な農業の取組や花き・野菜など新たな品目の導入が進むとともに、漁港における市場の再開や試験操業が拡大するなど、本県農林水産業の再生に向けた歩みが着実に進んでいます。



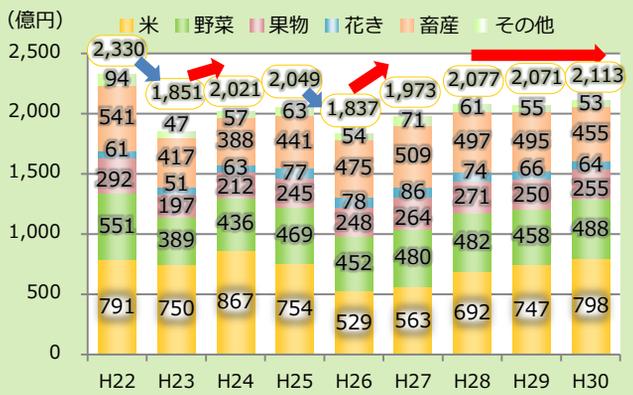
スマート農業
田植え



かつらお
胡蝶蘭合同会社

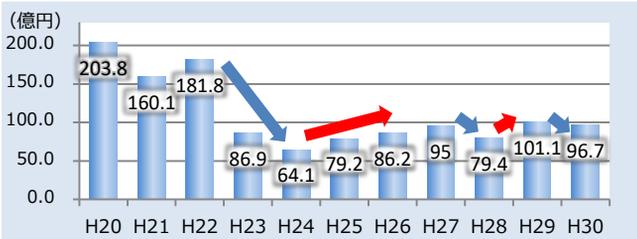
福島県の農業産出額等の推移

◆農業全般の産出額



※平成26年、平成27年には全国的に米の価格は大きく下落し、本県の米の産出額も大幅に減少したが、近年は回復傾向にある。

◆海面漁業産出額



【出典】農林水産省生産農業所得統計、生産林業所得統計報告書、漁業産出額、農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推計、東京都中央卸売市場ホームページ市場統計情報

◆林業産出額



◆主な農産物価格の推移



食品の安全・安心に向けた取組



◆県産農林水産物のモニタリング等状況

県産農林水産物は出荷前に検査を実施、安全性を確認しています。基準値を超過した品目は、市町村単位で出荷が制限され、流通しません。

◆米の検査について【令和2年産米：モニタリングへの移行】

■主食である米については、県内全域で生産・出荷される全ての米を検査してきましたが、平成27年度以降5年間基準値超過がないことから、令和2年産米から避難指示等のあった12市町村を除きモニタリングへ移行しました。

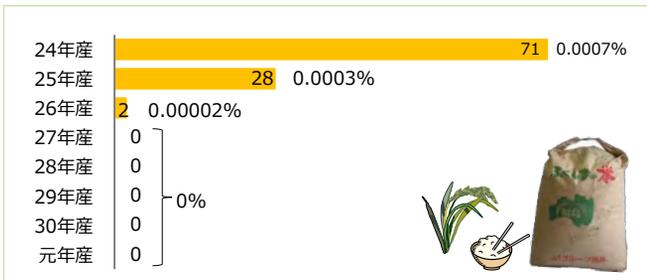
■避難指示等のあった12市町村においては、営農再開が進んでいない地域や新たに作付が行われる水田もあり、引き続き全量全袋検査を継続していきます。

全量全袋検査継続の市町村：

田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町（旧山木屋村）

■県では、放射性物質の吸収抑制対策や異物混入による二次的な汚染の確実な防止など、県産米の安全をしっかりと確保していきます。

【参考:1】基準値超過点数と全検査点数に占める割合



【参考:2】全量全袋検査の結果

【令和元年産】 玄米	検査点数	基準値超過数	超過数割合
令和元年8月26日～ 令和2年8月31日	約949万点	0点	0.00%

【米のモニタリングの詳細は、ホームページで確認できます】
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/>

福島県 水田畑作課

検索

◆野菜・果物、畜産物等の検査結果

【令和2年4月1日～令和2年8月31日】

種別	検査件数	基準値超過数	超過数割合
野菜・果実	1,220件	0件	0.00%
畜産物	1,743件	0件	0.00%
栽培山菜・きのこ	442件	0件	0.00%
海産魚介類	1,689件	0件	0.00%
内水面養殖魚	14件	0件	0.00%
野生山菜・きのこ	458件	0件	0.00%
河川・湖沼の魚類	459件	4件	0.35%

※国のガイドラインに基づき福島県が実施している検査

※福島県海域における出荷制限指示は全て解除になっています。

【参考】

食品中の放射性セシウムの基準値 【食品衛生法】 (Bq/kg)	
一般食品	100
牛乳	50
乳児用食品	50
飲料水	10

◆漁業における試験操業

■福島県の沿岸漁業は、操業自粛を余儀なくされていますが、6万件を超える県のモニタリング検査で安全性が確認された魚介類を対象に試験操業を実施しています。

■漁業協同組合は、試験操業の漁獲物に対して、国の基準よりも厳しい自主検査基準(50Bq/kg)を設けて放射性物質検査を行い、自主検査基準を超える魚介類が流通しない体制で試験操業を実施しています。

漁協自主
検査の様子



◆営農再開に向けた作付実証

■園芸品目も一部地域で出荷制限等が継続されていますが、県ではその解除に向けて、ホウレンソウ・ブロッコリーやカブ等の作付実証を行っています。今年度は双葉町で取組みを進めています。

■昨年度は東日本台風で被災し、解除が見送られましたが、今年度は無事に収穫を迎えました。

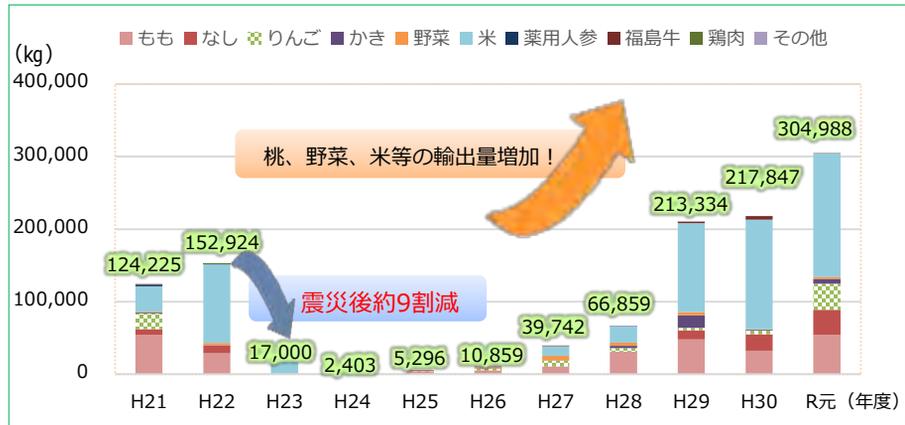
試験栽培の様子



農産物の輸出状況について

◆震災前からの農産物の輸出状況

■農産物の輸出状況について
 ・震災直後は大幅に落ち込みましたが、震災前の平成22年と比較すると約2倍となりました。3年連続で過去最高の輸出量を更新しています。
 これからも食品の安心と安全を確保、トップセールス等のPRにより、輸出先の確保と輸出について支援を継続していきます。



福島県産食品の輸入規制の状況

～福島県産食品の輸入規制をしている国・地域～

【令和2年12月15日】

- 広い品目で輸入停止している国・地域（4）
中国、香港、台湾、マカオ
- 一部の食品の輸入停止をしている国・地域（2）
韓国、アメリカ
- 検査証明書の添付等により、食品の輸入を認めている国・地域（10）
インドネシア、フランス領ポリネシア、EU及び英国（※）、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、ロシア、イスラエル、シンガポール
（※）EU及び英国は農林水産省と同様に1地域として記載

原発事故直後、本県産食品の輸入規制を行った国と地域は54ありましたが、本県における食品の安全性確保の取組や農林水産物等の魅力の発信などに努めてきた結果、これまで38の国と地域で規制が撤廃されました。

【農林水産省資料「諸外国・地域の規制措置」より抜粋し、福島県農産物流通課が作成】

農産物等の販売促進

◆インバウンドを通じた取組

- 食を通じた「FUKUSHIMA」のイメージ向上と県産農産物の販路拡大に向け、令和元年度から、訪日外国人が数多く訪れる都内で「食べてもらって」「発信してもらう」取組を進めています。
- 「創業135年を数える老舗フルーツ専門店“新宿高野”」と「フルーツをカジュアルなスタイルで楽しめる“フタバフルーツパーラー”」の2店舗と連携し、県産フルーツを使ったパフェなどが楽しめるフェアを展開。外国人を含む多くのお客様から好評を得ています。



外国人客に人気の県産の桃を使ったパフェ

◆食の安全性や魅力の発信



- 令和元年10月11日、内堀知事がベルギーにある欧州委員会（EU）本部を訪問し、保健・食品安全総局長に対し、直接、輸入規制緩和に向けた働きかけを行いました。
- ブリュッセル市内でセミナーを開催し、「FUKUSHIMAの未来」と題するプレゼンテーションやレセプションでの福島県産食品の提供により、復興の進む福島の姿や食の安全性確保の取組、県産食材の魅力などを広く発信しました。